

市民オンブズマンの皆さま

## 横浜市の情報公開手数料への抗議声明のお願い

2023年1月11日

かながわ市民オンブズマン

全国の皆さまの日頃の活動に敬意を表します。

第29回全国市民オンブズ米子大会2022年で、個人情報保護条例の改正に便乗して情報公開条例を改悪しようとする動きへの警戒の呼びかけがありました。

にもかかわらず議案が上程されるまで気付かなかったことは地元市民オンブズとして慙愧に堪えないところですが、2022年12月市会で「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の一部改正がなされ、電磁的記録の写しの交付に係る手数料の額が「従量制」（従前は記録媒体の実費相当額のみであった費用に、「1ファイル210円」「1頁10円」の手数を加算する）となりました（2023年4月施行予定）。

そもそも、情報公開請求による写しの交付につき受益者負担の考え方が妥当するか自体に疑問がありますし、今回の改正により光ディスク等の記録媒体によって開示を受ける場合の費用（手数料）が実質的に大幅値上げとなることも大きな問題です。

なかでも、理不尽なのは、WordやPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合にも「1頁10円」の手数を徴収するとされたことです。（上記条例改正で、インターネット開示制度が導入されましたが、この方法による開示手数料も同じとされています。）

WordやPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する際、電子データ（ファイル乃至フォルダー）の一括複写をするのであって「1頁」ごとに複写するわけではありませんので、複写経費において1頁いくらという概念は生じえず、「1頁10円」の手数料規定が不合理であることは明らかです。（ちなみに、EXCEL文書はページ数がないから「1ファイル210円」とのこと。）

なお、記録媒体に複写した電子データの交付手数料について「1頁10円」とする規定は、国や大阪市（神戸市は準備中）でも設けていますが、“スキャナで読み取ってPDF等の電子データ化する”という作業を要する場合（対象となる行政文書が紙で保管されておりPDF化作業が必要な場合や、対象となる行政文書に非開示部分がありマスキング→印刷→PDF化作業を行う場合）のみです【別添対比表参照】。

横浜市は、このような手数料規定を設けた理由として、紙に複写したものの交付を受ける場合との負担の公平という説明をしています。しかし、紙への複写実費の低廉化にもかかわらず金額（白黒1枚10円、カラー1枚50円）の見直しはしない一方で、経費が僅少な記録媒体への複写につき、手数料を紙への複写費用に合わせることは不当です。横浜市は「従量制」と称していますが、電子データはデータ量（バイト）で計量されるものであるのに、アナログ概念の「頁数」を持ち込むのは誤りです。

また、横浜市は温暖化対策のためコピー用紙削減の効果をアピールしており（2004年環境創造局総合企画部温暖化対策課「半年でコピー用紙600万枚 温室効果ガス5万トン削減！」）、市民をペーパーレス化に誘導するために紙への複写と記録媒体への複写とで手数料を異なる規定とすることこそ合理的な政策です。（日本製紙連合会・LCA 小委員会の資料（2011年3月18日）によると、コピー用紙の製造過程で発生するCO<sub>2</sub>は1tあたり約1,520kg、A4のコピー用紙1枚（約4.6g）あたりの製造過程CO<sub>2</sub>排出量は約7gと試算されています。）

当オンブズマンは、全国市民オンブズマン連絡会議との連名により、横浜市に対し、

- ①Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合（電子情報処理組織の使用による交付も同じ）について、「1頁10円」の手数料規定を改正すること
- ②電子データとして保管されている行政文書であって非開示理由の存する部分のないものは、情報提供を原則とすること

を求める申入れを行うことを予定しています。

全国の市民オンブズマンの皆さまにおかれましては、横浜市に対する抗議声明により、横浜市の制度改正と、横浜市方式の増殖防止にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

# 横浜市の情報公開手数料改定に対する抗議声明

2023年 月 日

団体名

今般、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の一部改正がなされ、電磁的記録の写しの交付に係る手数料の額が「従量制」とされた（2023年4月1日施行予定）。これは、従前は記録媒体の実費相当額のみであった費用に、「1ファイル210円」「1頁10円」の手数を加算するとするものであり、これにより、交付を受ける市民の負担が著しく増大することとなる。

市民オンブズマンは、地方公共団体等の不正・不当な行為の監視、是正の活動を行い、これまで談合事件等多くの成果を上げてきたが、これらの活動に不可欠なのが情報公開請求による行政文書の入手である。

こんにちでは、行政文書につき、国は電子データで作成・取得し、これを正本として保存・管理することを原則としており、地方公共団体においても電子データ化が進んでいる。これにより、行政文書の写しの交付に要するコストは飛躍的に低減し、市民が大量の情報を少ない負担で入手しうる環境が整っている。

しかるに、今般の横浜市の条例改正は、これに逆行し、複写の過程で頁ごとのスキャン等の作業を要しない場合にまで「1頁10円」の手数を徴収するものであって当該事務に要する経費が勘案されるべき手数料の趣旨にも反し、市民の情報取得に過大な障壁を設ける全国的にも類を見ない悪条例である。

横浜市に対し、上掲条例手数料規定の撤回を求める。

以上

写し交付手数料対比

		横浜市		大阪市		国
紙	白黒	10円/1枚		10円/1枚		10円/1枚 (A2:40円、A1:80円)
	カラー	50円/1枚		50円/1枚		20円/1枚(A2:140円、A1:180円)
電 磁 的 記 録	スキャで読み取ったもの	媒体費 + 10円/1頁		媒体費 + 10円/1頁		媒体費 + 10円/文書等1枚
	音声録音・映像	媒体費 + 210円/1ファイル (カセットテープ 規定なし)		媒体費 + 10円/1ファイル (カセットテープ 210円/1巻, ビデオカセットテープ 350円/1巻)		録音カセットテープ 430円/1巻 ビデオカセットテープ 580円/1巻
	上記以外の電磁的記録	ページ数がある (word,PDF等)	媒体費 + 10円/1頁		全部公開	媒体費 + 10円/1ファイル
ページ数がない (EXCEL等)		媒体費 + 210円/1ファイル		一部公開	媒体費 + 10円/PDFに 変換した1頁	
開示請求手数料		無料		無料		300円(オンライン200円)/行政文書1件

※国と大阪市に、電子データの非開示部分のマスキング方法と、開示手数料を電話で確認した結果

(1)国 = マスキングは電子データ上で行う。したがって、非開示部分がある場合でも、「媒体費+210円/1ファイル」が適用される。

(2)大阪市 = マスキングは、印刷→黒塗り作業→スキャンしてPDF化という作業を行うことになっている。仮に、100頁の文書のうち、1頁にだけ非開示部分があった場合でも、文書全部につきスキャンするので手数料は10円×100頁となる。

なお、以前、国がワード文書の塗りつぶし機能で非開示部分にマスキングしPDF変換して交付した（この場合、簡単に塗りつぶし部分を復元できる）ことが問題になったが、Adobe Acrobatなどを使えば復元できない黒塗りができるので、大阪市のやり方は非効率で資源の無駄遣い。